

安全統括管理者及び運航管理者の解任命令について

1. 発出年月日

令和6年9月17日（火）

2. 処分対象事業者

事業者名：JR九州高速船株式会社
所在地：福岡県福岡市博多区沖浜町14-1
代表者名：代表取締役社長 大羽 健司

3. 命令の内容

安全統括管理者及び運航管理者の解任

(1) 解任を命ずる安全統括管理者

① 役職及び氏名

取締役企画部長 小川 仁

② 選任年月日

令和5年4月1日

(2) 解任を命ずる運航管理者

① 役職及び氏名

取締役運航部長 柴田 康祐

② 選任年月日

平成26年4月1日

4. 解任を命ずる理由

(1) 安全統括管理者

同社の安全統括管理者は、輸送の安全を確保するための管理業務を統括するものであるが、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある場合において、臨時検査を受けていない船舶を航行の用に供したことが、船舶安全法第5条に違反（同法第18条第1項第9号の罰則規定あり）するなど、貴社が国土交通省へ届け出た安全管理規程第18条に規定する関係法令の遵守と安全最優先の原則を貴社内部へ徹底する職務を怠っており、かつ、引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、海上運送法第10条の3第7項に該当する。

(2) 運航管理者

同社の運航管理者は、船舶の運航の管理に関する統括責任者であるが、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある場合において、臨時検査を受けていない船舶を航行の用に供したことが、船舶安全法第5条に違反（同法第18条第1項第9号の罰則規定あり）するなど、貴社が国土交通省へ届け出た安全管理規程第19条に規定する海事法令及び安全管理規程の遵守を確実にする職務を怠っており、かつ、引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、海上運送法第10条の3第7項に該当する。

5. 解任すべき期限

令和6年10月31日（木）